

(公 印 省 略)
令和 5 年 1 2 月 1 日

町民の皆様へ

板倉町長 栗原 実
(総 務 課)

洪水時緊急避難場所駐車許可証の配布について

平素より、町民の皆様には、本町の防災行政につきまして、多大なる御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、町では本年 5 月に板倉町洪水時住民避難計画を策定し、住民の生命を守ることに加え、生活に必要不可欠で貴重な財産である車を守ることを基本的な考え方としております。町内の限られた避難場所を最大限活用するには、車による避難は 1 世帯に 1 台というルールを確実に守っていただく必要があるため、行政区別指定避難場所を記した駐車許可証を作成しました。

本許可証を町民アンケート等の結果による町指定避難所に避難せざるを得ない世帯を対象に、1 世帯につき 1 枚を配布いたします。

- ※ 本許可証の再交付はできませんので、車の車検証ケースに必ず入れて大切に保管してください。 万が一、紛失等した場合、町担当に相談ください。
- ※ 避難所へ入場の際は、ダッシュボード右側の避難所係員が確認しやすい位置に提示してください。

(お問合せ)

担当：総務課 安全安心係

電話：82-6123 (直通)

裏面を必ずお読みください。

板倉町洪水時住民避難計画の概要

1 計画の基本概念

住民の生命を守ることに加え、生活に必要不可欠で貴重な財産である車を守る。

2 町民の守るべき行動

町指定の避難場所は、避難を受け入れることができる車の台数及び屋内に避難できる人数に余裕がないため、次のとおり住民の守るべき行動を定めま

(1) 避難する車は、1世帯当たり1台とする。

(2) 1台当たり最低2人は、車中避難とする。

(3) 3人以上で避難した場合、3人目からは最寄りの屋内避難スペースに避難をすることができる。

(4) 避難人数分の水や食料等を、最低3日分持参して避難する。

(5) 駐車許可証を必ず持参し、入場する際には提示する。

(6) 自宅での避難（2階への垂直避難を含む）が可能な世帯は、町の避難場所へは避難をせず、自宅での避難とする。

(7) 自主的な広域避難（町内高台の親戚宅等を含む）が可能な世帯は、町の避難場所へは避難をせず、自主的な広域避難をする。

※ 避難計画の詳細は町ホームページを確認してください。

「町からの自主的な広域避難のすすめ」

利根川、渡良瀬川が決壊するような洪水が生じた場合、町内の避難場所では、劣悪な環境で長期の避難生活を余儀なくされることが想定されることから、町は、安全な町外の親戚又は知人宅等へ自主的な広域避難を強く推奨しています。

町内の避難場所は絶対的に不足しています。今一度、町外への避難を検討していただきますようお願いいたします。